

議員提出議案等   －  令和7年6月定例会

| 発議番号  | 議案名等                                            | 議決結果 | 議決日   |
|-------|-------------------------------------------------|------|-------|
| 発議第6号 | 誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）            | 可決   | 6月27日 |
| 発議第7号 | 国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）                        | 可決   | 6月27日 |
| 発議第8号 | 通所会議（デイサービス）事業所の事業継続のため、総合事業拡大移行の見直しを求める意見書（案）  | 可決   | 6月27日 |
| 発議第9号 | こども・子育て支援，地域医療の確保，社会保障制度の充実にむけた地域財政確保を求める意見書（案） | 可決   | 6月27日 |
|       | 議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する修正（案）            | 可決   | 6月27日 |

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和7年（2025年）6月27日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 穴 戸 稔

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

〃 國 重 清 隆

〃 細 美 克 浩

誰がどこに住んでいても，安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書  
（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

発議第 6 号

誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書  
(案)

新型コロナウイルスの感染拡大により「医療崩壊」や「介護崩壊」が生じ、国民の命と健康が脅かされる事態が広がった。それにもかかわらず、政府は「地域医療構想」に基づき、入院病床数の削減や医療機関の再編・統合を推進している。この政策では、特に高度急性期や急性期の病床数を減少させ、在宅医療への誘導を進めている。

広島県内では、2013年から既に6,000床の入院病床が削減され、高齢者をはじめとする社会的弱者が医療・介護へのアクセスを失う状況が生じている。その結果、在宅孤独死の増加が顕著になっている。また、病院や診療所、介護事業所も次々と閉鎖され、医療提供体制の崩壊が進んでいる。2024年度病院経営定期調査によると、2023年度では医業利益で赤字病院の割合が74.9%に達し、倒産件数は過去最多となる55件を記録した。特に地方の小規模病院が大きな影響を受けている。介護施設でも、2024年には介護事業者の倒産件数が172件に達し、これも過去最多となった。このうち訪問介護事業が全体の7割を占めており、介護業界全体が厳しい状況に置かれている。この問題の背景には、病院や介護事業所における慢性的な人手不足や物価高騰、さらには医療・介護報酬の引下げがある。特に人手不足に関しては、そこで働く労働者の賃金が、他産業と比較しても社会的な役割に見合わない低さにあることが一因とされている。

地域に病院が存在することで、その地域で安心して暮らすことができるだけでなく、病院や介護・福祉施設があることで働く人が集まり、地域の活性化にもつながる。しかし、政府は高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、さら

なる「地域医療構想」の策定を進めている。国民の財産である医療提供体制を維持し、どこに住んでいても安心して医療や介護を利用できる社会を実現するために、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 公立公的病院の統廃合や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療、介護体制の充実を図ること
- 2 医療や介護現場の労働者の賃上げと人員配置増と、医療機関及び介護事業所の事業・経営が継続できる内容となるよう、診療報酬・介護報酬の改定を実施すること
- 3 すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月27日

三 次 市 議 会

令和7年（2025年）6月27日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

発議第 7 号

### 国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）

三次市では、広島県の国民健康保険運営方針に基づき、税率改定を行ってきた。令和 6 年度においては、県が示した標準保険税率が前年度比 20.60%増と大幅な引上げであったことから、市民の負担を軽減するため国民健康保険財政調整基金を最大限に活用し、9.98%増にとどめる税率を設定した。さらに、令和 7 年度においても、県から前年度比 11.34%増の標準税率が示される中、令和 12 年度の県内税率統一を見据え、段階的に標準税率に近づける方針のもとで、法定外繰入を実施し、5.73%の上昇に抑制している。

国民健康保険（以下「国保」という。）は、自営業者、非正規労働者、高齢者など、多様な立場の国民が加入する、国民皆保険制度の根幹をなす重要な医療保険制度である。しかしながら、近年は保険料（税）の高騰が顕著であり、家計に深刻な影響を及ぼしている。こうした状況は、国保制度が抱える構造的課題であり、被保険者の負担軽減は喫緊の政策課題である。

制度構造として高齢者や低所得者の加入割合が高いため、財政基盤は極めて脆弱である。団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険適用の推進等により、被保険者数は減少している。さらに、一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱も進み、国保が抱える構造的な課題を一層深刻化させている。加えて、急激な高齢化の進行や医療技術の高度化に伴う医療費の増加も重なり、今後も厳しい財政状況が継続することが見込まれる中、被保険者の保険料（税）負担は年々増加している。したがって、平成 30 年度の制度改革以降、国が講じている 3,400 億円の公費支援については、今後も確実に継続することが不可欠であり、あわせて国庫負担割合の引上げ等を通じて、国保の財政基盤を拡充・強化するこ

とが強く求められる。

保険料（税）の均等割については、被保険者一人ひとりに等しく課される仕組みであるため、子どもの多い世帯ほど負担が重くなるという構造的問題がある。令和４年度からは、未就学児に対する均等割りの５割削減が実施されているが、これを１８歳まで対象を拡大するとともに、全額減額を図るなど、子育て世帯の経済的負担を軽減する措置が必要である。被用者保険では被扶養者に保険料は課されていない。特に１８歳までの後期高齢者支援金分については「こどもまんなか」の理念に照らしても到底容認しがたい。抜本的な制度見直しを通じて、医療保険制度全体としての公平性と持続可能性の向上を図るべきである。

よって、国においては、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とした医療保険制度の一本化を含む抜本的な制度改革を行い、次の事項について速やかに実施されるよう、強く要望する。

- 1 国民健康保険制度の安定的かつ持続可能な運営を図るため、国庫負担割合の引上げ等、財政基盤の強化に向けた積極的な措置を講じること
- 2 子育て世帯の負担軽減を実現するため、子どもに係る均等割保険料（税）を全額減額する等、制度の抜本的見直しを行うこと

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年（２０２５年）６月２７日

三 次 市 議 会

令和7年（2025年）6月27日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 穴 戸 稔

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

〃 國 重 清 隆

〃 細 美 克 浩

通所介護（デイサービス）事業所の事業継続のため，総合事業拡大移行の  
見直しを求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。



提 出 先  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣

発議第 8 号

通所介護（デイサービス）事業所の事業継続のため，総合事業拡大移行の  
見直しを求める意見書（案）

現在，政府は要介護 1・2 の方への通所介護について，介護度が軽度であるとの認識から個別給付ではなく市町村の行う「総合事業」へ移行することが検討されている。

中山間地の通所介護事業所は，送迎の移動時間もかかる上，燃料をはじめとした物価高騰や人件費の上昇などもあり，厳しい環境下を企業努力で運営しているのが現状であり，要支援 1・2 の方への単価も引上げが望まれる。

その上で，最もサービス利用者の多い要介護 1・2 の方を総合事業へ移行することは，事業所の閉鎖や倒産に繋がり，通所介護サービスが受けられなくなる要介護者や，それに伴う介護離職の増加も懸念され，将来的に地域包括ケアシステムが崩壊する事態になりかねない。

このことを踏まえて，次の事項を要望する。

- 1 自治体としても，総合事業に移行するにあたっての体制づくりも十分ではない中で，拙速に見直さないこと
- 2 移行する場合，要介護 1・2 の総合事業移行後の単価を，介護給付額の 70 % 以上とすること
- 3 総合事業での要支援 1・2 の単価を，介護給付費の 70 % 以上に見直しをすること

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年（2025 年）6 月 27 日

### 三 次 市 議 会

令和7年（2025年）6月27日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 重 信 好 範

〃 新 田 真 一

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

こども・子育て支援，地域医療の確保，社会保障制度の充実に向けた地方  
財政確保を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

内閣府担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画，共生・共助），女性活躍担当，共生社会担当

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第 9 号

こども・子育て支援，地域医療の確保，社会保障制度の充実に向けた地方財政確保を求める意見書（案）

現在，地方公共団体は，急激な少子高齢化のもと，こども・子育て支援や地域医療の確保対策をはじめ，防災・減災の取組の強化，D X ・ G X の推進など，多くの課題を抱えている。

また，米国の関税引上げによる影響は，日本経済にも大きな打撃を与え，物価高騰などによる経済の後退へ拍車をかけようとしている。

こうした情勢の中，地方公共団体は，持続可能な行政サービスの提供，地域経済の好循環を図るとともに，持続可能な地域社会の実現等に取り組まなくてはならない。

直面する行政サービスへの対応，不足している人員体制確立に向け，地方自治体を支援するため，次の事項において，より一層の積極的な財政確保による安定的な地方財政運営が実現できるよう求める。

- 1 子育て対策，地域医療の確保，介護や生活困窮者の自立支援など，より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫しているため，引き続き，地方単独事業分も含めた，十分な社会保障経費の拡充をはかること

以上，地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 6 月 2 7 日

## 三 次 市 議 会

令和7年6月27日

三次市議会議長 山村恵美子 様

提出者 三次市議会議員 穴 戸 稔

伊 藤 芳 則

議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する  
修正（案）の提出について

三次市議会会議規則第14条の規定により、上記修正(案)を次のとおり提出します。

議案第 4 7 号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する修正(案)

議案第 4 7 号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）の一部を次のように  
修正する

（ 別表第 2 三次市立君田中学校の項を削る。

を 削除する。

（

(参考)

議案第47号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表から

別表第2（第3条関係）を 削除する

| 改 正 案                                                                                                                                               | 現 行                   |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|---|---|--|--|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|---|---|-----------|-----------------------|---|---|
| 別表第1（第2条関係） <table><tr><td>小学校の名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> | 小学校の名称                | 位置 | 略 | 略 |  |  | 略 | 略 | 別表第1（第2条関係） <table><tr><td>小学校の名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>三次市立八幡小学校</td><td>三次市吉舎町丸田224番地2</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>        | 小学校の名称 | 位置 | 略 | 略 | 三次市立八幡小学校 | 三次市吉舎町丸田224番地2        | 略 | 略 |
| 小学校の名称                                                                                                                                              | 位置                    |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
|                                                                                                                                                     |                       |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 小学校の名称                                                                                                                                              | 位置                    |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 三次市立八幡小学校                                                                                                                                           | 三次市吉舎町丸田224番地2        |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 別表第2（第3条関係） <table><tr><td>中学校の名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> | 中学校の名称                | 位置 | 略 | 略 |  |  | 略 | 略 | 別表第2（第3条関係） <table><tr><td>中学校の名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>三次市立君田中学校</td><td>三次市君田町東入君1-0-3-6-1番地2</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> | 中学校の名称 | 位置 | 略 | 略 | 三次市立君田中学校 | 三次市君田町東入君1-0-3-6-1番地2 | 略 | 略 |
| 中学校の名称                                                                                                                                              | 位置                    |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
|                                                                                                                                                     |                       |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 中学校の名称                                                                                                                                              | 位置                    |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 三次市立君田中学校                                                                                                                                           | 三次市君田町東入君1-0-3-6-1番地2 |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |
| 略                                                                                                                                                   | 略                     |    |   |   |  |  |   |   |                                                                                                                                                                                   |        |    |   |   |           |                       |   |   |

附則第2項（三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正）

| 改 正 案                                                                                                                                                             | 現 行        |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|---|---|------------------|---|---|---|
| 別表第1（第2条関係） <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>旧八幡小学校屋外運動場夜間照明施設</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> | 名称         | 位置         | 略 | 略 | 旧八幡小学校屋外運動場夜間照明施設                                                                                                            | 略    | 略          | 略 | 別表第1（第2条関係） <table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>八幡小学校屋外運動場夜間照明施設</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 八幡小学校屋外運動場夜間照明施設 | 略 | 略 | 略 |
| 名称                                                                                                                                                                | 位置         |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 略                                                                                                                                                                 | 略          |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 旧八幡小学校屋外運動場夜間照明施設                                                                                                                                                 | 略          |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 略                                                                                                                                                                 | 略          |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 名称                                                                                                                                                                | 位置         |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 略                                                                                                                                                                 | 略          |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 八幡小学校屋外運動場夜間照明施設                                                                                                                                                  | 略          |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 略                                                                                                                                                                 | 略          |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 別表第3（第12条, 第13条関係）<br>1 施設使用料<br>(単位：円) <table><tr><td>施設区分</td><td>1時間当たりの使用料</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>                                      | 施設区分       | 1時間当たりの使用料 | 略 |   | 別表第3（第12条, 第13条関係）<br>1 施設使用料<br>(単位：円) <table><tr><td>施設区分</td><td>1時間当たりの使用料</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> | 施設区分 | 1時間当たりの使用料 | 略 |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 施設区分                                                                                                                                                              | 1時間当たりの使用料 |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 略                                                                                                                                                                 |            |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 施設区分                                                                                                                                                              | 1時間当たりの使用料 |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |
| 略                                                                                                                                                                 |            |            |   |   |                                                                                                                              |      |            |   |                                                                                                                                                                  |    |    |   |   |                  |   |   |   |



市立学校等屋外運動場夜間照明  
施設

|                |   |
|----------------|---|
| 略              | 略 |
| <u>旧八幡小学校屋</u> |   |
| <u>外運動場</u>    |   |
| 略              |   |
| 略              |   |

備考

1 ～ 3 略

2 広告設備使用料

|   |
|---|
| 略 |
|---|

市立学校等屋外運動場夜間照明  
施設

|                |   |
|----------------|---|
| 略              | 略 |
| <u>八幡小学校屋外</u> |   |
| <u>運動場</u>     |   |
| 略              |   |
| 略              |   |

備考

1 ～ 3 略

2 広告設備使用料

|   |
|---|
| 略 |
|---|